

令和6年度（2024年度）第2回吹田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 開催日時

令和7年（2025年）1月17日（金） 午後2時～午後3時

2 開催場所

吹田市保健所 講堂

3 案件

- (1) 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について（諮問）
- (2) その他

4 出席者

（委員）

足立 泰美会長、木田 正章会長代理、御前 治委員、新居延 高宏委員、三木 秀治委員、岡村 俊子委員、角田 和子委員、岡 裕美子委員、椎名 友規子委員、寺島 隆二委員、森本 隆久委員

（事務局）

岡松健康医療部長、中村健康医療部次長

〔国民健康保険課〕柴原課長、紙谷参事、二階堂主幹、松本主幹、藤岡主幹、嶋尾主幹、村川主査、永井主査、山口主査、妹尾主任

5 署名委員

御前 治委員、森本 隆久委員

6 傍聴者

なし

7 議事経過及び発言要旨

出席者数の確認、会議成立の宣言、部長挨拶

8 議事

（事務局）

本日の協議会委員の出席の確認でございますが、14名中11名の委員の方の御出席をいただいております。従いまして、吹田市国民健康保険条例施行規則第5条第2項による成立要件を満たしていることをご報告いたします。なお、本日傍聴希望者はございません。次に資料の確認です。資料1-1、資料1-2、資料1-3、参考資料の4点でございます。また、案件1の諮

問書の写しを、机上に配布させていただいております。

(A 委員)

ただいまから令和 6 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開会します。まず、本日の署名委員を指名させていただきます。B 委員、C 委員にお願いいたします。健康医療部長ご挨拶を受けたいと存じます。

(事務局)

本日は公私何かと御多用のところ、令和 6 年度第 2 回吹田市国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。皆さまにおかれましては、日ごろから国民健康保険事業の運営につきまして、お力添えをいただいておりますこと厚くお礼を申し上げます。本日の案件でございますが、「吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」につきまして諮問いたします。詳細は後ほど担当より説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(A 委員)

案件 1 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について市長から諮問がございます。では、事務局から市長の諮問を受けたいと思います。

(事務局)

市長に代わりまして、諮問案につきまして代読させていただきたいと存じます。吹田市国民健康保険運営協議会会長 足立泰美様 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について諮問。標記のことについて、国民健康保険法施行令の一部改正、国の通知及び地方税法に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部改正を行いたいため、条例改正内容について御審議下さいますよう諮問いたします。令和 7 年（2025 年）1 月 17 日吹田市長後藤圭二。

(A 委員)

では、諮問書の内容について事務局から説明を受けたいと思います。

(事務局)

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について資料の説明をさせていただきます。資料 1-1 (1) ページ 1 改正の理由をご覧ください。改正の理由でございますが、政令の一部改正に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正は 2 点ございます。まず 1 点目が軽減判定基準の改正でございます。2 改正の内容 (1) 軽減判定基準の変更 ア改正をご覧ください。現在、所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき 1 人あたりにかかる均等割保険料・1 世帯あたりにかかる平等割保険料をそれぞれ 7 割・5 割・2 割を軽減する措置がありますが、5 割・2 割軽減について、経済動向等を踏まえ軽減判定所得の見直しを行うものでございます。(ア) 5 割軽減の所得基準をご覧ください。5 割軽減についてですが、現行、世帯主と被保険者の所得合計が、基礎控除額に 29 万 5 千円と被保険者数を乗じた額を加えた額以下となっており、改正案では、世帯主と被保険者の所得合計が、基礎控除額に 30 万 5 千円と被保険者数を乗じた額を加えた額以下とし、所得判定額の引き上げを行うものでございます。また、(イ) 2 割軽減の所得基準についても同様に、54

万 5 千円から 56 万円に引き上げを行うものでございます。資料 1-3 をご覧ください。令和 6 年度軽減基準改正と所得での比較表を、お示ししております。

所得での比較表の令和 7 年度軽減基準では、軽減判定所得が変更になることで新たに軽減対象となる所得層をお示ししています。次に、資料 1-1 にお戻りいただきイ 判定額引き上げに伴う影響をご覧ください。軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引き下げられます。令和 6 年 1 月 6 日現在の推計では、新たに 2 割軽減が適用される世帯が約 30 世帯、2 割から 5 割軽減に移行する世帯が約 150 世帯となり、現在の 2 万 1 千 10 世帯から、2 万 1 千 190 世帯となる見込みです。

(事務局)

次に 2 点目の改正について説明いたします。(2) ページをご覧ください。(2) 吹田市国民健康保険料の徴収猶予可能期間の変更をご覧ください。国民健康保険料について、納付者が条例第 21 条における下記 (1) から (5) のいずれかに該当したことにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、納付することができないと認める金額を限度として、6 月以内の期間に限って、徴収を猶予することができるとしていますが、今般国から通知がございまして、急患等により一時的に納付困難な者に対して徴収猶予可能期間を 1 年以内とするよう要請されています。

それと合わせて、他の要件における徴収猶予可能期間も地方税法に準じて 1 年以内とするものです。(1)天災その他の災害を受けたとき。(2)納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。(3)納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。(4)納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。(5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。改正内容につきましては、資料 1-2「吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表」を御参照ください。以上で説明を終わらせていただきます。また、徴収猶予可能期間の変更について令和 6 年 11 月 15 日から令和 6 年 12 月 16 日までの期間、パブリックコメントの意見を募集いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

(A 委員)

これにつきまして皆さん何かご意見とかご質問等ありますでしょうか。

(B 委員)

国の制度、法に従って変えることなのでこのことに関しては、特に言うことはないのですが、金銭的なインパクトというか、当然保険料少なくするわけですよね。それをどの位見込んでいて、それをどこでどう吸収するのか。それから支払い猶予も当然その困っておられる方なので、遅らせるとしては当然だと思いますが、その半年が 1 年なのですよね。理由ってというか事情というか、例えば半年では無理だけど 1 年以内だったら大体対応できるかということに。なぜその 1 年になっているのか、その辺の背景ですとか半年延びたことで、どういう形で徴収していくのかとか、何かその辺のお金を別に持たれているのかとか、実際その実務というは変わるところが出てくるわけですから、そこがどう変わるかということもおそらく皆さん知りたいと思いますのでお教えてください。

(A 委員)

今回の保険料の変化によるインパクト、支払猶予期間の 6 ヶ月から 1 年間への変更について

現場の動きを教えてくださいませんか。

(事務局)

軽減判定所得の引き上げによって、被保険者の方から納付いただく保険料は減少します。この部分は国の制度ということもありまして、公費で負担していただくということになり国民健康保険としての負担はないという形になります。

(事務局)

今回の改正のきっかけといたしましては、急患で認知症など判断能力が大幅に低下されている方が病院に運び込まれた時に、職権で生活保護が開始されて、生活保護費で医療機関に医療費が支払われるということがございました。誰にでも生活保護を適用しますと、後の資力の調査の結果、生活保護に該当しないとなった場合は、医療費を全額お返しいただかなければならないことになります。保険の方から給付をスムーズにできるのかと言いますと、生活保護が開始になり、国民健康保険であるとか、後期高齢者医療という医療保険につきましては、職権で資格が喪失されますので、医療保険の資格もなくなります。結局スムーズに保険給付されないということになります。結果ご本人さんがお金を返させられた上、保険給付がスムーズにされずにお困りになられるということが日本国内において発生しておりました。

それらを改善するために、誰にでも生活保護を適用するのではなく、一部負担金の徴収猶予と合わせて保険料も徴収猶予するということです。徴収猶予は今まで一部負担金、保険料とも国の標準では半年になっておりましたので、急患につきましては保険料の徴収猶予の期間を半年から1年以内に変えてくださいというのが国の趣旨でございます。一部負担金につきましては大阪府での規定の変更で対応しております。保険料につきましては、税と同様に国税徴収法が適用される強制徴収公債権ということで、条例に定める必要がございますので徴収猶予可能期間を、半年から1年以内に変更するものでございます。急患以外につきましても、税であれば1年間最大徴収猶予可能ということになっておりますので、税に合わせた方が市民の方に理解を得られやすいということもございまして、今回すべての要件につきまして、徴収猶予の期間を半年から1年以内に変更するものでございます。

(事務局)

補足説明ですが、今回国の方から徴収猶予のことで通知があった大きな理由は、急患等で認知能力がない方が運ばれてきた時にどうするかというところになります。急患等で認知能力がない方について徴収猶予期間を最長1年間とする理由というのが、認知能力のない方については成年後見人を立てるという手続きもされているケースが多く、成年後見人の手続きを始めてから決定まで、長くて1年かかるというところから国が1年の徴収猶予を行って手続きすれば、その方の財産を使つての支払い等ができるようになることから、1年に設定されているものでございます。

(A委員)

今のご説明で実際に医療機関での生活保護の認定と認知症の方の成年後見人就任までの期間が1年ということで、二つの視点で該当するとのことですが、ちなみに吹田市につきましては、この猶予がなかったところに、認知症もしくは生活保護に関するトラブル等ありますでしょうか。

(事務局)

生活保護担当部署に確認をしたところ、このようケースでのトラブルはなかったと聞いています。医療機関等から相談があった時に、今までの運用として生活保護担当は、まずは生活保護を開始して医療を受けられるようにするという考え方を前提にされていたので、そういう手続きはされていたのだと思います。

(A委員)

実務に合わせた形で今回の条例改正になっておりますので、実際何かこれによって大きな変化っていうのはなく、逆に今までの実務の問題、吹田市についてはなかったかもしれませんが、他市で生じていた問題に対しての、条例の改正ということでよいかと思います。

(C委員)

資料1-1の下の方ですが、軽減世帯数7割5割2割が現在2万1010世帯、180世帯増えて2万1193世帯と書いてありますが、新たに軽減となる世代が30世帯、2割から5割となる世帯が150世帯とありますが、2割から5割の人はもうすでにこの軽減世帯数入っているの、実際には30世帯が新たに軽減世帯となるような気がしますがいかがですか。

(事務局)

確認いたします。後日報告いたします。

(D委員)

1人の世帯が増えていると思いますが、こういう緊急な場合に成年後見人さんはとても大事であるということを思いました。とても大切だということを一般の方々に広める、広げている具体的な方法はどのようなものがありますか。

(A委員)

吹田市の成年後見人制度の広報の仕方を教えてください。

(事務局)

成年後見制度については福祉部の方が担当しております。ホームページ等では、周知をさせていただいております。引き続きしっかり周知するように伝えさせていただきます。

(A委員)

大切な意見だと思います。特に国民健康保険制度に加入する方につきましては、高齢の方が一定おられます。ご指摘の通り、後見人制度について改めて皆さんに周知する良い機会があるかと思いますが、ぜひとも周知の方よろしく願いいたします。

(C委員)

吹田市がやっておられる認知症の初期支援チームへ、成年後見人の代行としての申請をするようにとアドバイスとかはされているのですか。

(事務局)

国民健康保険課としてそういう周知を行っていませんが、ご相談があれば福祉部にご案内をさせていただいております。

(C委員)

地域包括支援センターとかの窓口からアナウンスするように、庁内で調整していただいたら有難いと思います。

(事務局)

この制度の重要性はかなり意識されてきておりまして、地域包括センターとか周知はしていただいているかと思います。指摘踏まえまして関係部の方に伝えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(A 委員)

認知症につきましては国民健康保険制度ですので、75 歳未満の方が対象かと思います。75 歳以上の方は後期高齢者医療保険制度になりますけれども、年齢が重なれば結果としてその率が高まりますので、国民健康保険、後期高齢者並びに介護保険制度間で関係部署の連携強化をお願いいたします。今回の皆様のご指摘は至極最もだと思いますので、よろしくお願いいたします。

(D 委員)

今回軽減判定基準の変更というのが政令によって定められたということですが、日本国内のすべての市町村でこのような改正が行われるということですか。吹田市が独自にこういう基準を設けているのか、他の市町村とは基準が違うものなのか、もしくは一律にこういった基準で定めているのか教えてください。金額もプラスの 1 万円とか 1 万 5000 円も政令によって定められている額なのか教えてください。

(事務局)

吹田市だけで独自に決めているというのではなく、全国一律この金額になっております。その減額になった部分については、国とか府の方からの負担がございますので全国一律でございます。

(A 委員)

独自施策ということでけれども、神戸市さんでは介護保険の窓口で高齢者の認知症について独自施策を行っていると聞いています。国民健康保険担当課なので、そこまではわからない可能性は重々承知の上で、もしご存知だったらお尋ねしたいと思いますけれども、いわゆる認知症関係について介護保険課担当課で何か市独自で施策を取り組んでいますでしょうか。

(事務局)

国民健康保険担当課では把握できておりません。そういう独自の吹田市での施策があるかどうか確認させてもらって、もしあれば後日回答させていただきます。

(A 委員)

認知症については、吹田市に限らず全国的にすごくデリケートな問題だと思います。認知症の方がいろんな犯罪に巻き込まれている中で、後見人制度をどう広げていくのかという事がいろいろな場所で課題になっております。そうした施策を介護保険制度の保険適用でやるのか一般財源でやるのか、このあたりがいろいろ議論されておりますが、もし吹田市でそういう施策をやっていれば市の PR になりますので、このあたりもし何か情報が判ればご周知の方お願いしたいと思います。

(A 委員)

ほかにご質問はありますか。

(E 委員)

基礎控除額と、給与所得控除、いわゆる 103 万円の壁っていうのは今国会の方でどういうふ

うになってくるか議論されていると思いますが、もしそれが変更になったときにこの基礎控除額が変更になる可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

仮定の話にはなりますが、軽減判定所得額は基礎控除プラス 29 万 5000 円などで軽減率が決まりますので、基礎控除の部分が変われば軽減判定基準も変わるということになります。

(事務局)

仮定の中での補足になりますが、今回の軽減判定所得の引き上げについてですが、国は昨今の経済動向を見て物価水準が上がってきていますので、被保険者の方の給与と収入も増えてくるという試算をしています。今回は軽減に該当する世帯を拡大すると意味ではなく、今まで軽減に該当されていた方の収入が増えたことで、所得が増えたことにより軽減から外れるのを防ぐことを目的として引き上げをおこなっています。基礎控除などをどのように考えていくのかというところを国がどう判断するかによってきますので、軽減対象者をそのまま適用していきたいということであれば引き上げてくるのではないかと考えております。

(A 委員)

今、基礎控除の話があったと思います。103 万円の壁の影響は低いと思います。むしろ 160 万円の社会保険料の壁の方大きな影響がございます。103 万円もさることながら 160 万円の壁がどのような影響を受けるかということは一定注視していく必要がございます。軽減判定の引き上げになりますので、むしろ 160 万円の壁の影響は縮小するという状況だと思います。

106 万円の基準や 130 万円の基準が、見直されることによりまして、社会保険料負担を気にせずに、労働時間が増える可能性がありますので、この点につきましては賛否両論ありますが、配偶者控除、保険料控除として今回の基礎控除と、お話がありましたようにいろんな壁がございます、その壁の中でどこが一番影響が強いのかというのは、160 万円の壁になりますけれども、これがもし軽減判定の引き下げだったら本当に議論せざるをえない状況だと思います。しかし、今回引き上げですので我々の生活に対してはネガティブな方ではなくて、影響はフラットもしくは薄くなる状況になると思います。

皆様の色々な質問がありましたが諮問について異議を唱える内容ではないと思って聞いておりました。この諮問につきましては了承するという形でよろしいでしょうか。

(委員一同了承)

では、了承といたします。答申書の作成につきましては、会長一任させていただきたく後日市長に答申するということで考えておりますのでそれでよろしいですか。

(委員一同了承)

では、今回の諮問としては、ご異議なしと認めましてそのような取り扱いの方をさせていただきたいと思います。委員の皆様には後日、事務局から答申書の写しを郵送させていただきましますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日の案件 2 ですが、今回報告事項はない

と承っており、質問等他にないので本日の協議会は閉会いたします。